

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）
(令和3年度以降の申請) 実施要綱

(制定) 令和3年3月24日付2環地次第632号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、「低炭素」・「快適性」・「防災力」の3つを同時に実現するスマートエネルギー都市を目指し、業務・産業部門における水素を活用したスマートエネルギーエリアの形成を推進するために行う「水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 都は、東京都内（以下「都内」という。）の事業所等において業務・産業用燃料電池を設置する者に対し、当該燃料電池の設置に必要な経費の一部を助成する。
- 2 都は、1の助成を受けた者に対し、当該燃料電池を活用した水素エネルギーに関する普及啓発の実施及び当該燃料電池の利用実績等の報告を求める。

第3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 水素を活用したスマートエネルギーエリア 業務・産業用燃料電池から発電した電力及び発電に伴い発生した熱を活用することにより、平常時においてエネルギー効率の向上による省エネルギーを実現し、災害時等においても系統電力（電気事業者が保有する電線路を介して供給される電力をいう。）が途絶えてもエネルギー供給を確保することができるエリア
- 2 業務・産業用燃料電池 天然ガス（天然ガス、液化天然ガスその他これらを主原料とする燃料であって、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）別表第1の第5欄に掲げる係数が天然ガス（液化天然ガスを除く。）の1.1倍未満のものをいう。）を燃料とする定置式燃料電池であって、発電した電力及び発電に伴い発生した熱を供給するもののうち、定格発電出力が1台当たり1.5kWを超えるもの
- 3 民間事業者 都内に事業所又は事務所を有する法人（国、地方公共団体、独立行政法人並びに国の出資及び費用負担の比率が50%を超える法人を除く。）又は個人の事業者

第4 本事業の内容

- 1 業務・産業用燃料電池の設置に係る経費の助成

都は、次のとおり業務・産業用燃料電池の設置に必要な経費の一部を助成する。

(1) 助成対象事業者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象事業者」という。）は、(2)に規定する助成対象事業を実施する民間事業者及び都内の区市町村とする。

(2) 助成対象事業の要件

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、水素を活用したスマートエネルギーエリアの形成を推進するものとして、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 都が別に定める要件を満たす業務・産業用燃料電池を、都内の事業所等において新たに設置すること。

イ 設置した業務・産業用燃料電池を活用し、都民等に対して、水素エネルギーに関する次のいずれかの普及啓発を実施すること。

(ア) 当該燃料電池の見学会の開催（オンライン見学会も可とする。）

(イ) 自ら管理するホームページにおける、当該燃料電池の概要、設置の意義等についての公表

(ウ) 自ら管理するソーシャルメディアにおける、当該燃料電池の概要、設置の意義等についての投稿

(エ) その他都が水素エネルギーの普及促進に資すると認めた取組

ウ 受領可能な国その他の団体からの補助金（以下「国等補助金」という。）がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、国等補助金の申請期間の終了により交付の申請をすることができない場合その他都が認める場合はこの限りでない。

(3) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費のうち、業務・産業用燃料電池の設置に要する次の経費とする。

ア 設計費（設備機器の設計等に要する費用をいう。）

イ 設備費（設備機器の購入等に要する費用をいう。）

ウ 工事費（工事に要する費用をいう。）

エ 諸経費（電気、水道又はガスに係る工事負担金等に要する費用をいう。）

(4) 助成金額

助成金の交付額は、助成対象事業において設置する業務・産業用燃料電池の定格発電出力に応じて、次に掲げる額とする。

ア 業務・産業用燃料電池（定格発電出力が1台当たり5kWを超えるものに限る。）

助成対象経費の3分の2の額（助成対象経費に国等補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の3分の2の額から当該補助金の額を控除した額）。ただし、3億3千3百万円を上限とする。

イ 業務・産業用燃料電池（定格発電出力が1台当たり1.5kWを超える5kW以下のもの

のに限る。)

助成対象経費の3分の2の額(助成対象経費に国等補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の3分の2の額から当該補助金の額を控除した額)。ただし、1千3百万円を上限とする。

2 助成対象事業者による報告等

(1) 助成対象事業者による報告

助成対象事業者は、次に掲げる事項について、別に定める日までに、都に報告を行うものとする。

ア 第4 1 (2)イに掲げる都民等に対する水素エネルギーに関する普及啓発についての取組実績

イ 業務・産業用燃料電池のエネルギー効率の実績

(2) 指導・助言

都は、必要に応じて、助成対象事業者に対し、(1)の実績に係る取組について、指導及び助言を行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4 1による助成金の原資として出えんを行うものとする。

2 公社は、1の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次に掲げる事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

(1) 2の基金を原資として、第4 1による助成金の交付を行うこと。

(2) 第4 2 (1)による助成対象事業者からの報告を受け、第4 (2)による助成対象事業者に対する指導及び助言を行うこと。

第6 本事業の実施期間

1 助成金の交付申請の募集は、令和3年度から令和7年度まで行う。

2 助成金の交付は、令和3年度から令和7年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（令和3年3月24日付2環地次第632号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。